

官製談合再発防止に向けた現行の契約制度等の検証結果（案）

検証項目	現行の契約制度の状況	現行の契約制度の課題等	検証結果（案）
1 入札及び契約方法	工事請負契約の入札では、主に公募による指名競争を行っており、公平性、競争性、透明性の確保に努めている。	公平性、競争性、透明性が最も高い条件付一般競争入札の実施が少ない状況にある。	条件付一般競争入札の対象を拡大する必要があると考えます。対象範囲は事件の対象となった入札や事務負担を考慮して検討すると良いでしょう。
2 予定価格及び最低制限価格	予定価格は最新の積算基準で算出するとともに最低制限価格等も国が示す最新のモデルを採用しており、適正な価格での契約を図っている。発注する工事の品質確保のため業者が適切に積算した結果による契約となるよう事後公表としており、国が示す方針にも合った取り扱いとなっている。また、事務処理においては、事後公表に必要な情報管理を行っている。	他自治体の再発防止対策としては、暫定的に予定価格等を事前公表にすることや変動型最低制限価格を採用することなどがあるが、これらの対応には、事前公表による弊害や事務負担の増大などを考慮したうえで、採用の可否についての検討が課題である。また、価格以外に技術力等の評価を併せて落札者を決定する総合評価落札方式の本格実施の検討も課題である。	予定価格等を知らうとする不正な働きかけをなくすためには、予定価格を事前に公表することや、入札の結果で最低西岸価格が決まる変動型最低制限価格制度、価格と技術力等を評価して落札者を決定する総合評価方式などの導入が考えられます。
3 不正行為への対応	指名停止基準や契約条項の賠償金規定等により、不正行為の防止を図るとともに、不正行為があった場合に罰則を科している。また、談合情報対応の手引きを作成し、公正取引委員会等との連携を図っている	指名停止基準が官製談合等の不正行為に対する基準を設けていない。他自治体では再発防止対策として厳罰化を図っている。官製談合の情報への対応が整理できていない。	不正を防止する観点から厳罰化を検討する必要があります。また、不正防止を図るため、中立・公正な立場で客観的に契約事務を審査する第三者機関を設置し、監視することも効果があると考えます。
4 3つの視点			
(1)入札不調が続く契約制度の検証	複雑な施工条件のある案件などで参加希望者が少ない、辞退や入札不調が比較的多いなどの傾向が見受けられるが、工事内容、業種、市内・市外業者の別などを問わず不調は生じており、傾向や特定の原因があるとはいえない。入札不調後の契約手続きについては、公平性・公正性を確保しつつも柔軟な入札手法を採用することで契約手続に要する期間の短縮に努めている。結果的にはほとんどの案件は契約にいたっている。	入札不調自体を避けることは難しいが、参加希望者が少ない、また辞退する者が多い理由として、業者の技術者不足が見受けられるため、施工体制が整う者、受注意欲のある者などを広く募る入札方法の検討が課題である。	入札不調の理由は様々であると考えますが、入札参加者の減少の影響もあるようなので、条件付一般競争入札の対象を広げるなど、入札参加者を増やす対策の検討が必要と考えます。
(2)工事等の発注方法（市内業者優先・工事の細分化等）の検証	市外業者を対象とした工事もあるが、市内業者優先の方針から市内業者のみを対象とした工事がほとんどである。一定規模の工事で分離発注を採用しており、中小事業者の受注機会の確保や専門業者の育成が図られているが、入札不調に伴う事業の遅滞やコスト増などのデメリットもある。	市内業者優先に配慮しつつも、工事内容や規模に応じて市外業者が参加できる入札の検討が課題である。	市内業者から優先的に発注する市の方針は理解できますが、市内業者であることが議員との癒着につながったと考えます。条件付一般競争入札の参加者の対象を広げる検討が必要と考えます。分離・分割発注は適正な規模での発注がなされています。
(3)適切な事業スケジュール及び契約スケジュールの検証	円滑な事業の進行を考慮し、建設業法を最低限遵守できるように契約手続を定めるとともに運用でその期間の短縮に努めている。	入札不調による事業への影響を考慮し、契約手続に必要な期間の短縮について研究の余地がある。	条件付一般競争入札の対象を広げることで、不調が減ることが考えられますので、このことから適切なスケジュールとなると考えます。
5 その他			職員と議員との係り方について、お互いに見直す必要があります。